

債権譲渡 宅建 H28-05-2 <<#851>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対する債権をCに譲渡した。AがBに債権譲渡の通知を送信し、その通知がBに到達していなかった場合には、Bが承諾をしても、BはCに対して当該債権に係る債務の弁済を拒否することができる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 債権の譲渡の対抗要件 【★基礎必須】or【発展】

- 1 債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知**をし、又は**債務者が承諾**をしなければ、**債務者その他の第三者に対抗**することができない。
- 2 前項の通知又は承諾は、**確定日付のある証書**によってしなければ、**債務者以外の第三者**に対抗することができない。（民法 467 条）

※ 譲受人から債務者に通知をしても、対抗要件は満たさない